



幼児教育・保育無償化



10月1日から幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳までの保育所、幼稚園などを利用する子どもたちの保育料が無償となる国の新制度の内容についてお知らせします。

健康福祉課 子育て支援室 ☎(25)1184
障害福祉係 ☎(25)1183
教育委員会 総務課 ☎(25)1262

保育所

保育料

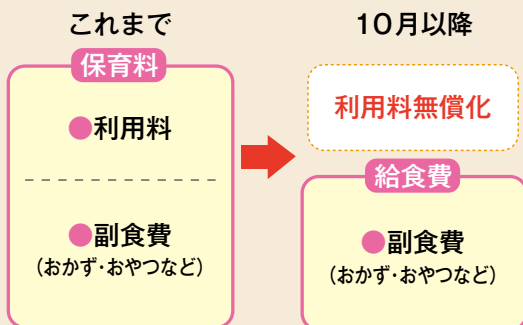
3歳から5歳までの全ての子どもたちと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの保育料のうち利用料が無償となります。

給食費

これまでおかず・おやつなどの副食費は保育料に含まれていましたが、10月以降は給食費として負担していただくこととなります。

なお、世帯構成や所得の状況により給食費が免除になる場合があります。

保護者負担の内訳について



幼稚園

保育料

3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償となります。

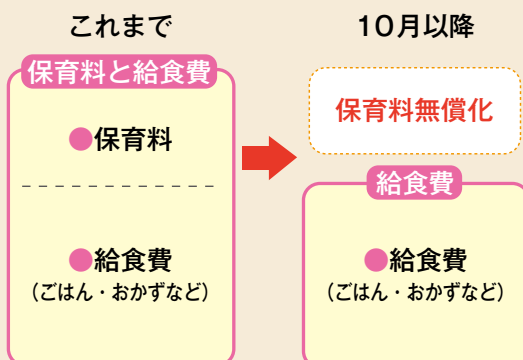
預かり保育料については、「保育の必要性」があることの認定を事前に受けた場合に限り、無償となります。

給食費

10月以降もこれまでと同様に給食費を負担していただきます。

なお、世帯構成や所得の状況により給食費が免除になる場合があります。

保護者負担の内訳について



認定子ども園など

保育料については保育所・幼稚園と同様に無償となりますが、給食費については入所している施設により異なります。

※くわしくは、入所施設へ尋ねてください。

認可外保育施設など

3歳から5歳までの全ての子どもたちと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの保育料が上限額の範囲内で無償となります。

無償化の対象となるためには「保育の必要性」の認定を事前に受ける必要があります。

児童発達支援サービスなど

3歳から5歳までの就学前の障がいのある子どもたちを支援するため、児童発達支援などの利用者負担についても無償となります。

鳥羽市制度について

国の幼児教育・保育の無償化制度の実施に伴い、鳥羽市でも9月開催の市議会において審議される予定です。

